

江戸期桑畑村の景観と流出者

—アメリカ移民にふれて—

山元 六^{くにお}合夫

阪南市石田、波太神社の「大宮座衆郷中姓名帖」をみると、安永4年（1775）の中村の部分に「桑畑村より引越／尾崎孫次郎」また、弘化2年（1845）の尾崎村の部分には同じく桑畑村より引越、桑畑屋与吉郎と同じく谷口佐七の名が記録されている。（『東鳥取村誌』）

また、『大阪府行政百年（泉南）』には、「（古家勘治郎）はじめ桑畑村に住み、後に現在の波有^{ほうで}手に移る。波有手村周辺の藪などを開墾し、勘治郎新田と名付けて領有した」とある。これらは、桑畑村から他地区への流出者が多かったことを物語っている。

本報告ではこのような桑畑村の江戸期の旧景観と流出した人々について紹介したい。なお、これは既報告（本所報第17号「古絵図が語る泉南」／男里および樽井浜）に続く地域調査の第二弾として位置づけ、本調査のなかで明らかになった古家勘治郎氏の^{ちがひ}新田経営については次稿において述べたい。

旧桑畑村の概要

冒頭にあって、やや時期はさがるが「一村限調帳」（明治7年調）に依拠しつつ江戸期の桑畑村の概要をみておきたい。

◇「一村限調帳」（明治7年調）によると

・戸数 36 戸／人口 195 人／牛 26 匹／田畑屋舗 13 町 4 反 2 畝 12 歩／一戸当たり耕地の所有面積は、3 反 8 畝である。戸数は、どの時期でもその数字に変化は少ない。田分けするほどの耕地が無く「小さな慎ましい村」という印象である。

では、次に桑畑の字図（図1）を見ながら、その概要を理解することにしよう。

(1) 集落の構成

村の中央を井関川が貫流する。道路（井関峠越え街道）もほぼこの川に沿って上流の井関峠に至り、和歌山道となる。

村の入り口にみられる字名が「奥ノ宮」である。ここは川の右岸に位置し、中古（永徳年間／1381～4）石田に遷宮した波太神社の旧ノ宮跡で、この跡地には「桑畑奥宮波太社」が以後も村人のあいだで石の祠を置いて祀られてきた。明治になっても付近には鬱蒼たる松樹が茂っていた。その東に隣接して字「マイノ原」が広がる。一方、左岸には「違^{ちがひ}水戸ノ原」がある。

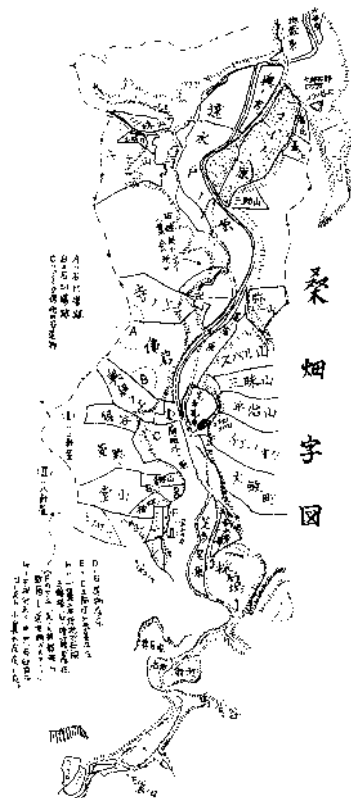


図1 「字図」

本村落内は、川下から上流へと下組・中組・上組の三地区で構成されており、各地区と『字』との関係には、次のような特徴がみられる。

・下組は、字「マイノ原」に位置する。また、「違水戸ノ原」には中組と上組とがある。

・中組は村の主要道路が村の入り口（「奥の宮」付近）から南に進んで、川を越えた正面に位置し、上組は「違水戸ノ原」の南端、井関川の上手に位置する。（図2「桑畑の概念図」）

ところで、上の三つの地区名は、現在の区分であり呼称である。しかし、字図をよく観察すると過去の地区区分がみえてくる。

現在は、南林寺のある上組の上流には集落はないが、高橋牧場の向かいにある「三軒屋橋」を渡るとかつて、その名の通り橋の奥に小集落があった。（図2の④）

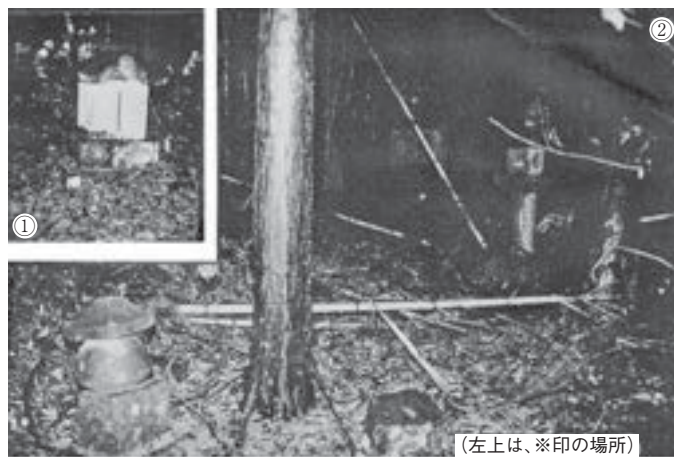
『東鳥取村誌』には、「（桑畑村は）豊臣秀吉が石川久五郎をして検地せしめた文禄検地帳には『和泉国日根郡畑村検地帳』とあるからそのころまでは、畑村と称していた。」同書は加えて、「^{もと}原の部落は八王子社の附近、三軒家又は八軒家あたりと伝えられる」と記している。

「三軒家」の背後の山林は字「奥組ノ上」とある。（図1、以下同）また『東鳥取村誌』にいう「八軒家」とは、字「堂山」の麓、字「八王子ノ下」「堂山の方」「ミノサコノ下」付近である。本集落については、『阪南町埋蔵文化財分布調査概要Ⅰ』（文献④）で、「山麓の平坦地で石祠、五輪塔、石燈籠あるいは、井戸、石臼が散布」あるいは「瓦、土師器破片の散布」等が観察されており、一帯に小集落のあった事が知られている。（写真①～④）また、同地の対岸には字「芝多尾原」（三軒家、八軒家の対岸に南北に存在する）がある等を総合的に解釈すると、この両小集落を合わせた地区が字「奥組ノ上」が語るところの『奥組』を構成していたと思われる。

上の事実を傍証するのが八軒家の眼下に川に沿って分布する字「南垣外ノ原」である。「垣内」あるいは「垣外」は、「中世の豪族



図2 桑畑の概念図



（左上は、※印の場所）
「八王子ノ下」付近／山麓の平坦地に石祠・五輪塔それに燈籠がある。 F地点



三軒家の上位／山林との堺 C地点 八軒家の北の端／山林との堺 D地点

八王子社他／写真①～④

屋敷や小部落を意味することが多い」(広辞苑)ということからも上に考察した事実は是認されるであろう。

以上の考察から、往時の桑畑は奥組、中組、下組と分かれていたと考えられる。

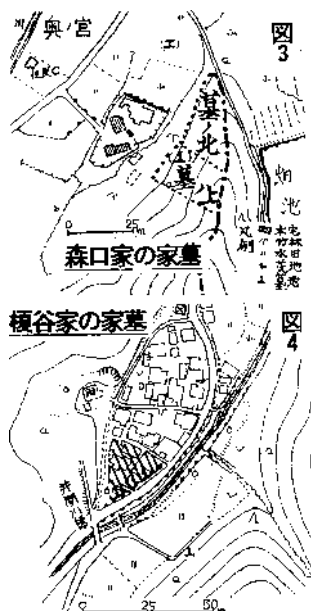
聞き取りによると、八王子社の位置は、図6(56頁)の通り八軒家の山際で、その北側の山道の登り口付近には複数の石の祠が祀ってあったが、近年は猪に荒らされて分散している。このように八王子社や石の祠などの石造物が山際に位置することから集落もその近くにあり、人々は、その下位の土地を耕地化しつつ居住してきた。このような「山稜を背景にした高い位置に屋敷を構え、その下方に耕地や道路を見下ろす」といった景観は民俗学の香月洋一郎氏が広島県三原市で報告された(『景観のなかの暮らし』-生産領域の民俗-未来社)「山裾に屋敷を構え、その下方を開墾し耕作してきた中世の景観」という表現そのものである。

ところで、奥組の八軒家と三軒家との関係についてはどのように考えればよいだろうか。図6でふれたように八王子社や諸々の石造物は主として八軒家に所属する。このような点を重視すると『奥組』の中心は八軒家の方であったのであろう。

ところで、八軒家には「堂山」「堂山の方」という字があることから、かつては当地には寺があったと思われる。事実、こうした可能性をにおわせる次のような伝承がある。

「桑畑の奥八王子社付近に式太夫寺という寺があったが檀家が少なく、施入もないところから遂に僧が悪心を起し、井関越をする旅人を山中で殺害し金品を奪って生活の糧にあてていた所、いつしか悪事が露見し処刑されるとともに、寺も破却された。桑畑の人たちは菩提寺を取り壊されたので多いに困り近村の浄土宗寺院に頼んだが体よく断られた故、窮余策として尾崎御坊に頼み檀家となった。(中略)後、元禄4年にいたり辻本正意が正式に許可をうけ南林寺を創建するにいたったのである。」(文献②)

(注意) 上の伝承がどこまでのことを反映しているかは不明だが、「式太夫」が奥組の要となった草分けの家で、式太夫寺は、同家の氏寺(持仏堂)とも考えられる。



氏墓(家墓)の二事例



図5 写真⑤⑥⑦

(2) 桑畑の葬制 (両墓制)

村内には、「三昧」や「墓」と表記される字名が残っている。具体的には、次の字名である。

- ・字「マイノ原」に接して、「墓ノ北」「墓ノ上」(図1および図2)
- ・「違水戸ノ原」には、字「三昧山」「三昧口」があり、現在の村の墓地で「南林寺墓地」といっている付近にあたる。
- ・字「スバル山」、この「すばる」は、星座の意味でなく広辞苑によると「和歌山地方では、山のうねが二つ以上会した場所。屋根の切妻の部分」を意味するそうだから、桑畑の集落から見た形態が屋根の切妻を連想することからついた名称であろう。この字地の背後に、字「三昧山」がある。これは、林道一号橋(井関川橋)を渡ると東側の麓にみえる岸和田市在住の榎谷家の墓(実は、桑畑の旧家である榎谷一族が八軒家から現在地に移転したところ^{えのたに}に当地に祀ったと思われる)にまつわる字名であろう。なお、このような特定の家の墓地を氏墓(家墓)といっている。

同じ氏墓(家墓)は、字「墓ノ北」「墓ノ上」に隣接する山裾の森口家にもあった。これが、いつの頃か埋まったままになっていた。だが、近年の山崩れの折に十数基の墓標があらわれた事実から、字名のいわれを理解することができる。

これにたいし、字「三昧」は、現在「南林寺墓地」というように、桑畑村の惣墓地で、いわゆる土葬の頃からの埋め墓である。つまり、これらの諸事実から当地は「埋め墓」と「詣り墓」とからなる両墓制を踏襲する地域であった。

なお、「詣り墓」として「氏墓」(家墓)が造られた両墓制地域としては、他に管見の限りでは泉南市幡代がある。(この事例については、拙著『阪南市誌』中の「泉南地区の墓郷と両墓制」を参照されたい)

① 榎谷家の氏墓(家墓)

同家の氏墓は、図4の墓地(上印)でしめした場所にあり、桑畑の上組の集落を通過し、橋を渡った左手の奥、山裾に(写真⑥)ある。これが榎谷家の氏墓(家墓)である。先にすこしふれたがこの氏墓(家墓)は、榎谷一族の氏墓とも考えられる。以下、詳しくみてみよう。

現在、当墓地を熱心にお詣りされておられる方の一人が榎谷捨義さんである。同氏は榎谷太重郎氏(生年不詳~明治40年1月28日没)を曾祖父にもたれる。明治23年に「土地台帳」が作成された時の当主が、この太重郎氏であった。当家は往時には桑畑百四拾七番地(図4の斜線部)に屋敷を構えておられた。これは同氏墓(家墓)の対岸で、最も近い位置に家は建っていた。その子、千尋氏^{ちひろ}(1955年頃51歳で他界)は、桑畑村からアメリカに出稼ぎに行かれたが、昭和初に病に伏せて帰国された。太平洋戦争突入前で強制収容されずに帰国されたのだが、農園から一步外に出れば日本人への差別の厳しいなかでの労働であった。同家が岸和田に転宅されたのも、ちょうどそんな頃で、今から80年ほど前のことである。

ところで、当墓地は、すでにふれてきたように桑畑地区が両墓制の葬制を踏襲してきた事実を伝える貴重な墓地である。そこで、同家の墓標について今少し詳しく検証してみよう。ただ石材が和泉砂岩なので風化しやすく、剥落・摩耗等が激しくて読解不能な箇所も多いが、次のような内容が判明した。

墓標1 正面から右回りに①~④の順に刻銘されている。



写真⑧ 墓標1

- ①面 釋尼 妙 口 (俗名／オツキ行年七十九才)
 法名 釋 了 意
 釋尼 秀 知 (俗名／い^く□よ) 以下不詳
- ②面 釋 玄 清 (明和三以下?／俗名・?)
 釋 妙 清
 釋 妙 揚 (明和以下?)
- ③面 釋 清 順 (以下?／俗名・文治六才)
 釋 玄 意 (詳細?・七十一□)
 釋 妙 知 明和五年 (?・正月廿五日／俗名?)
- ④面 文久元年十月朔日 俗名?
 釋 尼 妙 覺

墓標 2 - 聖観音菩薩像を刻む墓標 -

この像については、筆者のスケッチを用意した。(図5) この聖観音は、庶民信仰の花である地藏尊について親しまれる現世利益を本誓とする菩薩で、女性の墓碑に多い。

左手には蓮華を持ち、右手は衆生の願いを汲み取るべく与願印(手のひらを前向きにして) 近隣の石造物としては珍しいものである。この墓標の紀年は、元禄2年(1689年)である。おそらく上の①面と一致し、本墓地の造立時期を物語っているだろう。

これらの内容から、本墓地は江戸時代の初期からのもので、それまでは、村の三昧に土葬するだけだったが、この頃から個人の墓標を造立する余裕と慣習が定着するようになったこと。加えて、ここ桑畑では奥組に屋敷地のあった八軒家の各家々が、現在地に移設した時期とも一致している。そういう意味でも本墓地は、両墓制の開始時期を知るうえで貴重な文化遺産でもある。

②森口家の氏墓(家墓)

森口家に氏墓(家墓)があるかもしれない、と考えたのは同屋敷に隣接して字「墓北」「墓ノ上」がみられたからである。で、当主にお尋ねすると「50~60年ほど前に山崩れで墓石が十数基露出し、村の三昧に移設した」ということであった。当時は、祖父義雄氏が健在で屋敷地内には本宅(現在は空き地)が図3のように建っていて、四周の壁の外にある納屋の東側に墓地があった。右の事例からも桑畑がかつて両墓制の葬制を踏襲していたことがわかる。

(3) 村を去った人々

①榎谷家

同家がかつて居住しておられた場所は「桑畑百四十七番地」で、それは図4の斜線の位置である。墓地は、井関川をはさんで対岸にあったことになる。

現在わかっているのは、先に少し紹介した当主・捨義氏の曾祖父・太重郎氏の代に実施された地租改正にともなって作成された「土地台帳」(明治23年調査)には、字「芝多尾原」に2畝2



写真⑨ 裏書に「サンフランシスコの写真館 デウツス」とある

歩8勺、「道ノ浦ノ原」に1反9畝2歩5勺、「違水戸ノ原」に1反8畝5歩9勺、「マイノ原」に1反4畝2歩3勺、計5反4畝3歩5勺の耕地を所有されていた。(表3のE②)所有耕地が平均して少ない当村では、この数字は平均よりかなり大きい数字である。だが、明治37年に3反3歩1勺を譲渡されている。(曾祖父死亡の三年前)その子・千尋氏(51歳没)は、戦前にアメリカに出稼ぎに行かれ途中、病気で帰国された。その後、故郷を離れ岸和田市に移転されたが、以後は苗字の読みを「えのたに」と代えられた。のちに再度ふれるが、この家は、旧庄屋・榎谷^{えのきや}本家から早い時期にわかれた分家と思われる。

ここで、アメリカ出稼ぎについてふれておきたい。

千尋氏をカリフォルニア州の農園に呼ばれたのは、石田出身の森清次郎氏だった。当時、アメリカに入学し仕事をするためには『身元引受人』が必要で、両人の夫人が下出のA家の姉妹だった関係で互いに姻戚関係にあり、森清次郎氏が千尋氏をアメリカに呼ばれたのだ。

明治末年、一等初めに渡米された清次郎氏も最初は単身で渡米し、夫人の「ぜん」さんは、写真見合で結婚し、清次郎氏のもとに嫁がれた。その後、鶴雄氏と妹の二人が誕生したため、大正4年にいったん帰国し、大正5年に再度単身で渡米され十年ほど働かれた後帰国された。

一方、千尋氏は清次郎氏が再度単身で渡米された直後に同氏の仲介で渡米された。しかし、病気を患って帰国されたが、この時、おそらく清次郎氏が付き添って帰国されたようである。

ついで、清次郎氏の子息鶴雄氏は20歳の頃に単身渡米し、戦時中も収容所生活を経験して帰国し、清子夫人と結婚された。桑畑では他に来田家でも渡米経験があり、波有手村の出島でも出稼ぎ者がいたそうである。

筆者の乏しい知見では黄禍論^{こうかりん}の台頭で日本人への人種差別がきつかったから「戦時下には収容所生活でご苦労されただろう」と思っていたが、家族持ちは住居や財産などを没収される等の不幸もあったようだが、鶴雄氏から直接話を聞かれた御夫人の話では、「(単身者だったので)ひどい仕打ちとか、惨めさなどはなかった」ということだった。農園や収容所の仲間内でのことだろうが、ともあれ日本人は質の高い農業労働者として評価されていたということだろう。

仕事は、主にブドウ農園での仕事と、菜園等での仕事であった。賃金はドルで支払われたので円に両替して送金すると大変良い収入となり家族には喜ばれた。しかし、単身者の間ではとかく博打などで時間をつぶし、仕送りや貯蓄の出来ない者も多かったようだ。

(注意)黄禍論=日清戦争で思わぬ軍事力を示した日本を対象に、黄色人種による白人への禍害を説いた論。その反動として黄色人種への排他的風潮が生じていった。(文献⑦『黄禍論と日本人』)

写真は、カリフォルニア州の農園で働く仲間たちとの記念写真(森家提供)だが、後方の玄関口には「417」と建物番号が標示されているので、農園主から賃借あるいは貸与された建物であろう。

ともあれ、正装した服装で写真館に依頼して記念撮影していること等から国内よりも経済的には恵まれていたことが推察できる。



写真⑩ 出稼ぎ・仲間たちと

②畑中勘治郎家

現「古家」家は、かつては畑中姓を名乗っていた。また、代々名乗った勘治郎の名は、波太神社の弘化2年(1845)「大宮座郷中姓名帳」(文献②)に、波有手村御領所(岡部藩天領預所44石の)庄屋畑中勘次郎(この「次」の表記は墓標刻銘と同一/写真⑩)として記録されている。



写真⑩

ところで、同家は、かつて図6中の「三軒家」に家を構えておられた。(図中①の地所と藪地)ただし、明治23年制作の「土地台帳」ではすでに阪上松次郎家(現在は、貝掛の某氏所有)となっており、同家が当地を去られて大成するのは江戸時代もかなり古い時期のことであろうということが想像される。なお、現・古家家にゆかりの当敷地は、その後大正6年(1917)に同族の古家主治郎氏が所有し、戦後は農地改革で農林省買収の後他家へ譲渡された。

今まで同家と桑畑との関係に直接ふれたものが無いので関係する古い記録などに目を通してみよう。表1は『西鳥取村誌』等に見る波有手村の庄屋の変遷を表化したものである。古文書ではフルネームで姓名が表記されない場合が多いので、判断しかねるところもあるが幸なことに古家家については以下のように判明した。

◇波有手村庄屋の変遷(表1)

江戸時代初期は、「太郎左衛門」「源左衛門」「喜兵衛」(傍線は筆者。同じ左衛門を名乗っているとすると、これらも南氏にゆかりの人々であろう。)の各氏が庄屋であったが、それとほぼ同時期から南治左衛門および南藤左衛門の南一族が百年間ほど勤め、ついで木村家(九兵衛・久左衛門)が庄屋を勤めている。

表1 波有手村庄屋名控(『西鳥取村誌』より作成)

記録の年	庄屋名						依拠した記録(文書等)
寛永10年(1633)	源左衛門	喜兵衛					「西鳥取村誌」(西鳥取村の沿革)
正保元年(1644)	源左衛門	喜兵衛					「波有手村地台帳」(巻)
寛文3年(1663)		喜兵衛	治左衛門		源兵衛		「西鳥取村誌」(西鳥取村の沿革)
寛文4年(1664)			治左衛門				「差上申一札之事」(原稿)
寛文11年(1671)		喜兵衛	次左衛門		源兵衛		「波有手村地台帳」(巻)
延宝6年(1678)			治左衛門	藤左衛門			「西鳥取村誌」(西鳥取村の沿革)
元禄14年(1701)			治左衛門		理右衛門		「波有手村地台帳」(巻)
元禄18年(1705)			南治左衛門				「寛書」(波有手村より複製)
享保17年(1732)				南藤左衛門		木村九兵衛	「三ヶ浦申合定」
延享2年(1744)							「作敷御用書」
延享5年(1747)			治左衛門				※「申合一札之事」の中に入っている人が3人いることがあり、ここに「治左衛門」あり
宝暦1年(1756)				藤左衛門			「浦上一件書上帳」
宝暦11年(1761)							※「申合一札之事」の中に入っている人が3人いることがあり、ここに「治左衛門」あり
明和7年(1770)						九左衛門 勘治郎	「西鳥取村誌」(西鳥取村の沿革)と、 「波有手村地台帳」(巻)にて確認される。
天明7年(1787)						九左衛門	「西鳥取村誌」(西鳥取村の沿革)
天保1年(1830)							※村中の、11石が天保となる。長石の村石と新井の村石が確認される。
天保14年(1843)							※天保、11石が岡部藩預かりとなる。
弘化1年(1845)							※岡部藩預かり11石の庄屋に古家勘治郎なる
慶応3年(1867)						(木村) 勘治郎	

◇古家家の推移

表1の但し書きに『西鳥取村誌』他の古記録にみられる同家の関連記事をメモしているの

でこれを整理してみると次のようになる。

- ・延享5年(1748)『村中申合規約』で組頭8名の一人として勘治郎の名が登場する。この時の庄屋は南治左衛門である。
- ・宝暦13年(1763)の『申合一札之事』のなかに12人の年寄格の名があり此のうちの三名ずつが年寄当番を勤めるとあり、ここに勘治郎の名があがる。
- ・明和7年(1770)南藤左衛門が死亡し、木村九左衛門と畑中勘治郎とが二人して隔年交代にて庄屋を勤める。
- ・一旦、庄屋一人制で木村九左衛門の一人庄屋となる。
- ・天保10年(1839)村高1,005石余のうちの44石が天領から岡部藩預かりとなりこの44石の庄屋に畑中勘治郎がつく。

以上、村政の変遷の記録から、波有手村の庄屋職は、初期の南家から木村家さらに木村、古家両家の二人庄屋、そして再び木村家の一人庄屋となり、幕末に至り岡部藩の天領預かり地44石の庄屋に古家がついている。

これらの経緯から、畑中勘治郎が桑畑から転出した時期が概ね明確になる。その時期は、初めて村政に登場した延享5年(1748)より少し遡ったころの18世紀初頭であろう。これ以降、同家は精力的に財力を蓄積していき、村内において重責を担っていくのだが、とりわけ幕末の天保10年(1839)に岡部藩の天領預かり地の庄屋となったことの意味は大きい。というのは当時、同藩は砂糖会所を藩内の三箇所(その一つが樽井村にあった)に置き、砂糖製造を藩の重要産業として推進しつつあった。そんなことで同家はその甘蔗導入の嚆矢となっていること、そして荒地の開発と荒蕪地を好む甘蔗栽培(砂糖製造)とがうまく機能して新田を蓄積し、他の土地にも耕地を所有するにいたった。

表2

	十町歩以上	二十町歩以上	四十町歩以上	百町歩以上	●大正十年調の「十町歩以上の地主」
同	東鳥取村	深日村	西鳥取村	西鳥取村	熊取村
同	根来村	川島村	古家村	古家村	森井村
田中	南来兵衛	根来兵衛	川島兵衛	古家兵衛	古家兵衛
貞三	九兵衛	治兵衛	直次郎	正治郎	勘治郎
					茂吉
					文平

(出典 (大阪府農地改革史))

結果、表2大正十年調の「十町歩以上の地主」(大阪府農会報第236号)にみられるように、主治郎氏と合わせて70町歩強の耕地を所有する大土地所有者に成長していったのである。

ところで、古家家が所有していた耕地のうち、長滝村の土地27町歩は他家からの買収によって取得したもので、泉南市の佐田新田も同様に取得したものである。一方、同家が新規に開発した新田がある。これを勘治郎新田といっている。例えば、阪南市の裏芝(玉田山の南側の谷)や鳥取三井の新田がそれである。

『西鳥取村誌』中には「山の谷(現・舞地区)桑畑け開墾地年貢を定め半額を村収入とする」とあるが、公私有地ともにこのような負担で以て開墾し、広い耕作地の私有化を可能にしたのであろう。

ところで、同家がこのような大土地所有者となりえた理由はどこにあったのであろうか。既述の通りその主要因は岡部藩の庄屋として砂糖製造をはじめとする産業重視の藩政に乗った経営を行ったところにあった。くわえて、次のような慣行に依拠していた。

(4) 「作り子」制度

『大阪府農地改革史』（文献⑤）に「かつて泉南郡の西南部一地方に『作り子』または『新田の作り子』と世に称せられていた小作慣行が存していた。」として、上の疑問に整合する説明がある。少し端折^{はしより}ながら紹介しよう。（注意／原出典は「大阪府下ニ於ケル作り子慣行」）

かつて泉南郡の西南部一地方に「作り子」又は「新田の作り子」と世に称せられていた□□（筆者により伏字とした）小作慣行があった。それは人口希薄で、なおかつ交通、産業が遅々としていたこと、また、それ以上に灌漑に（当地方は瀬戸内式気候による溜池灌漑の卓越した地区で雨に恵まれず）難儀してきた。そのため往々にして早魃に見舞われることになった。そこで、新田の開墾にあたっては耕作農民の誘致策として、次三男、または農業経営に一時的に破綻した農家の再建までの避難所として「家屋を備えた耕地（小作地）を与えて小作させ」「（生産基盤が整わずに始まった多くの新田では）初期の江戸時代には多少主従的隷属関係を有していた」とのことである。

なお、（調査にあたった）昭和6年には概ねこの慣行は解消されていたが、東鳥取では今次農業改革まで残存していた、といわれている。また、今回の調査中に新たに「日野屋新田（舞地区＝もとの南海団地）も同じように作り子制度であった」との話を同地の耕作者からお聞きした（日野屋新田については筆者の文献⑥参照）。ところで、同家の所有地のうちで地元の鳥取三井では地主と同じ村内でもあり通いの耕作で済むため上の条件には合致しなかった。しかし、自然田村（調査時は東鳥取村内）の裏芝では二軒の農家が宛がいの家に住み小作に励んだ。加えて四軒の農家が同新田に入り小作をしていたが、それらの農家はいずれも地元の自然田村の出身者であった。明治時代の前半に取得した泉南市佐田新田でもこの作り子制度による経営が営まれた。

さて、桑畑村を去った人々を想起してきたが、再び桑畑村のうちに目を向けてみよう。

(5) 奥組の景観

古家が桑畑村を転出する前に居住していたのはどのような土地だったのだろうか。また、いにしへの奥組を構成していた三軒家、八軒家の景観はどのようなものだったのだろうか。今少し詳細に観察してみよう。

明治23年制作の「土地台帳」に登録されている内容を整理したものが図6である。

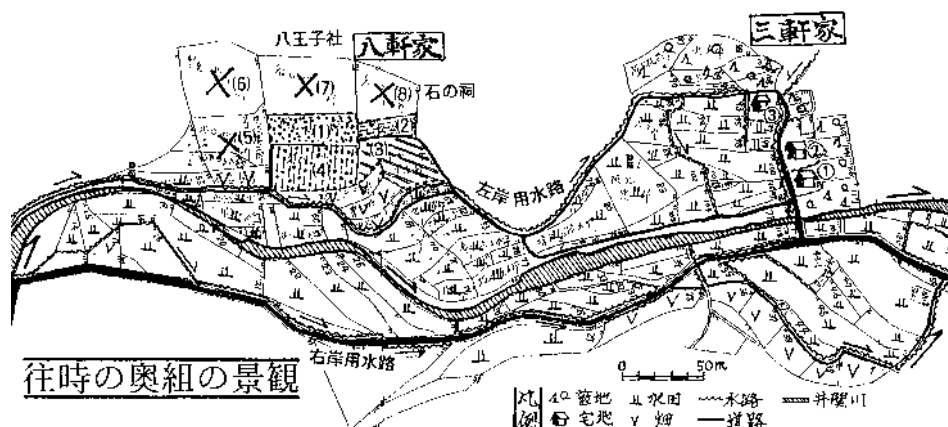


図6 奥組の景観

井関川をはさんで西側に左岸の用水路が村中を流れている。その対岸には右岸の用水路が並行して走っている。左岸のそれはその多くがすでに藪などに覆われて観察しにくい。一方、三軒家でもしっかり残っている（写真⑬）。一方、三軒家では「三軒屋橋」を渡って集落跡の小道を登ると、その左右に宅地跡や田畑があらわれ、和泉石で築かれた石垣や和泉石で敷き詰められたみごとな用水路の川床が今も残されている。付近の屋敷は、小藪と屋敷とが組み合わせあって屋敷地となっている。先の用水路は、八軒家方面から流れてきてここで井関川に落ちる。それぞれの集落では、途中で田圃に水を流し、田水は井関川へと落ち込んでいる。



写真⑬（水路）

さて、「土地台帳」を制作した明治23年当時、八軒家には宅地として登記された土地はないが、その地所の特徴や小道の有り様を見ていくと（1）～（4）が屋敷地だったと思われる。さらに、この時点では山林として登記されているが、（5）（これは三筆に分画されている）～（8）が屋敷跡と考えられる。その上、これらの中央にあたる（1）の区画には旧庄屋の榎谷源五郎えのきや氏の名で登記された屋敷跡がある。先に少しふれたが、この地に八王子社や各種の石の祠があることから、奥組ではこの八軒家の方が古く村の自治の中心であったと思われる。

ここで、古民家とその屋敷地の消長にかかわった少し個人的なエピソードを添えておきたい。

筆者の母方の里が鹿児島県薩摩川内市けとういん祁答院町大村麓にあった。明治維新後、曾祖父は「これからは農業に本腰を入れないといけない」ということで麓の中にあった伝統的な建物（イエ・ナカエ屋根接着型二ツ家／江戸末期の築造）を麓の山手に移築した。

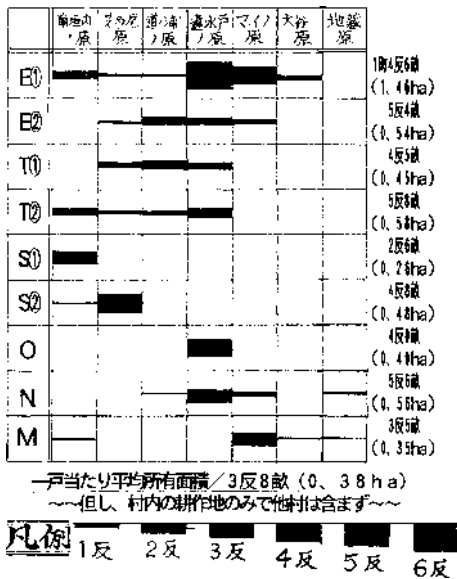
祖父、叔父（三十歳代で戦死）を経て、従兄が農業高校に通学する頃にはすでに彼が一家の大黒柱になっていた。だが、その従兄は子宝に恵まれずに「家」を継承することを断念し、維新後に曾祖父が移築した建物を解体した。・・・大人ふた抱えもあったアプローチの杉並木の幹は、すでに空洞が出来ていたようだ。解体後、5～6年した頃に私は、墓参で同家を訪ねたが、屋敷地はすでに山林にもどりアプローチは跡形もなくなっていた。建物を移築して130年ほど経過していた。

すこし寄り道をしたが、上の事例が語るように「自然と人間とは、互いに関わりあいながら融合し、発展し消長する関係にある。」今は山林として登記され八軒家でも、私の経験からしてもそれほど遠くない時期には、人々の営みがみられていたと思われるのである。このような判断からすると（5）～（8）にも屋敷地があり、その名の通り八軒の家屋敷があったと考えることは是認できるであろう。このようにみていくと、『東鳥取村誌』がいうように、「八軒家はまさに桑畑の原風景」であった。

（6）耕地所有の状況 - 限られた耕地 -

表3は、村内の農家の地区別の耕地所有状況（村外所有は含まれていない）である。E①は旧庄屋で、村内にくまなく耕地を所有している。E②は、E①の分家筋で古い時期の耕作地から離れた地区に耕地を譲渡されている。他方、N および M などは遅れて桑畑に定着した家のように。その所有面積（村内のみでのことだが）は、上層農家の基準といわれる1町歩以上は旧庄

表3 主だった家の地区別耕地分布



屋家のみである。おおくは中農といわれる3反~1町未満が多い。

冒頭に本村の「一村限調帳」の数字を示したが、宝暦4年(1754)には家数37(高持31・無高6)、人数177であった(『村明細帳』桑畑区有文書/平凡社「大阪府の地名」)。このように、両方の数字には変動は少ない。換言すれば、桑畑には余地がなく一定の枠を越えれば村外に出ざるを得なかったであろう。4反弱の耕作地ではもはや「田分け」し、分家することは許されなかった。「一村限調帳」はその辺のことを「男ハ多ク農、或ハ^{そましょく}柚職(きこりや山仕事を生業とするもの)或ハ芝売等ヲ為ス」「婦人ハ多ク農、或ハ糸紡、或ハ着用ノ衣類ヲ織ル」と記し、生活上不足する分を山野や副業に求め、他村に比べより苦勞が多かったことを語っている。

なお、去る側の村の事情があれば、受け入れる側の村の事情もあったと思われる。受け入れた尾崎では商家や職人の家で就労者を必要としていた。

また、波有手村は、和泉山脈が茅渟の海に直接入り込む山麓と二次堆積した丘陵地からなり、開発を待つ荒地や藪地、山林などが潤沢にあった。

図7は、村の同族別に耕地所有状況を分布図にしたものである。表3と重ねてみると、榎谷源五郎家のみが上層農といわれる1町以上の耕地を所有し、八軒家に近い南垣外ノ原からマイノ原に至る広い範囲で耕作地を所有している。しかし、概ね中層の農家中心で、多少桑畑村への定着の時期の早い遅いで所有地のばらつきの有無はあるものの、村内でほぼ万遍なく耕地を所有していることがわかる。一方、森口家の耕作地はほぼマイノ原のみであり村内では新しい住人のようである。なお、字「奥ノ宮」は、旧波太神社(現在地へは永徳年間/1381~4年に遷宮)の旧所在地であるが、当時、波太神社・鳥取神社の二つの神社の社有地となっていた。



図7 主だった同族別の耕地所有状況

おわりに

本調査の端緒は、長年私の脳裏にわだかまっていた桑畑村の「榎谷家の墓地」と、「三軒家、八軒家」という字名を残す集落跡等について解明したい、ということであった。だが、改めて丁寧に地元の諸資料に目を通していくと、人の交流という社会事象の中で対象地域は桑畑村だけでなく、隣接する現・阪南市域に波及した。

しかも、村から転出した人物の中から豪農が誕生し、新田経営者となって泉南市（牧野、他）・泉佐野市（長滝）などともかかわっていった。

既報（本所報第17号「古絵図が語る泉南」）では、中世以降の歩みを続けた豪農の変遷を宮座や村の水利慣行を通して学んだが、本稿では、桑畑村における中世の村の遺構や近世における両墓制他の景観および近世以降に誕生した豪農の成長のプロセスにふれることができた。

なお、末尾ではありますが、本稿作成にあたっては阪南市生涯学習課埋蔵文化財担当の方々のご協力をえたことを特記して謝意を表したい。

参考文献

- ①『西鳥取村誌』（1930年／昭和5年）
- ②『東鳥取村誌』（1958年／昭和33年）
- ③『大阪府行政百年史』（泉南版）（1988年／昭和63年）
- ④『阪南町埋蔵文化財分布調査概要Ⅰ』（1988年／昭和57年）
- ⑤『大阪府農地改革史』（1983年／昭和58年）
- ⑥『阪南市誌』（拙著／2001年／平成13年）
- ⑦『黄禍論と日本人』（飯倉章著／中公新書／2013年／平成25年）